

《投資信託の収益分配金に関するご説明》

- ◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の資産

分配金

- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

計算期間中に発生した収益の中から分配金が支払われる場合	計算期間中に発生した収益を超えて分配金が支払われる場合	
【ケースA】	【ケースB】	【ケースC】
前期決算日 10,500円 * 500円 (③+④) * 分配対象額 500円 当期決算日 <分配前> 10,600円 期中収益 (①+②) 100円 * 500円 (③+④) * 分配対象額 600円 当期決算日 <分配後> 10,500円 * 500円 (③+④) * 分配対象額 500円 分配金100円	前期決算から基準価額が上昇した場合 前期決算日 10,500円 * 500円 (③+④) * 分配対象額 500円 当期決算日 <分配前> 10,550円 期中収益 (①+②) 50円 * 50円 * 50円 (③+④) * 分配対象額 50円を取崩し 当期決算日 <分配後> 10,450円 * 450円 (③+④) * 分配対象額 450円 分配金100円	前期決算から基準価額が下落した場合 前期決算日 10,500円 * 500円 (③+④) * 分配対象額 500円 当期決算日 <分配前> 10,400円 配当等収益 (①) 20円 * 80円 * 80円 (③+④) * 分配対象額 80円を取崩し 当期決算日 <分配後> 10,300円 * 420円 (③+④) * 分配対象額 420円 分配金100円

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）
期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

【ケースA】：分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
【ケースB】：分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50円 = 50円
【ケースC】：分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200円 = ▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

（注）上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- ◆投資者（受益者）のファンドの購入価額（個別元本）によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

●分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合	●分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合
普通分配金 元本払戻金（特別分配金） 投資者（受益者）の購入価額 ☆当初個別元本 分配金支払後基準価額 ★個別元本	元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。 投資者（受益者）の購入価額 ☆当初個別元本 元本払戻金（特別分配金） 分配金支払後基準価額 ★個別元本

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

令和元年10月1日現在



あなたのそばに もっと身近に

しんきん

米沢信用金庫

● 投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.98%(消費税込み)を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しております。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

商号等：米沢信用金庫 登録金融機関 東北財務局長(登金)第56号

本店営業部 (0238) 22-3430
東支店 (0238) 22-3437
北部支店 (0238) 23-3435
西部支店 (0238) 23-3297

南支店 (0238) 23-9058
御廟支店 (0238) 22-0001
中田支店 (0238) 37-5888
通町支店 (0238) 24-3113

赤湯支店 (0238) 43-2640
長井支店 (0238) 84-6851
高畠糠野目支店 (0238) 57-4520
川西支店 (0238) 42-2255

山形支店 (023) 641-3223